

令和6年度滝川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、もって障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進を図るものである。

第2 この方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての部局が発注する物品等の調達に適用する。

第3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。ただし、原則、滝川市内に所在地を有する施設等に限るものとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型及びB型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 「障害者基本法」に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障がい者を多数雇用している次の企業等
 - ア 特例子会社（「障害者の雇用の促進等に関する法律」第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第1条第2項に規定する次の（ア）から（ウ）を全て満たす事業所）
 - （ア）身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が5人以上
 - （イ）当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20%以上
 - （ウ）当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が30%以上
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

第4 調達の対象となる物品等

市の全ての部局が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

第5 物品等の調達目標

本市における障害者就労施設等からの調達は、物品及び役務のそれぞれについて、前年度に障害者就労施設等から調達した実績と同額又は上回ることを目標とする。

第6 調達推進方法

予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に保健福祉部福祉課から各所属等に対して情報提供を行うものとする。

各所属等においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

第7 障害者就労施設等からの調達推進に当たっての配慮

各所属等は、前項の推進に当たり、次の点について配慮する。

- (1) 物品等の調達に際しては、透明性、公平性の一層の確保に努める。
- (2) 国及び道の調達に関する他の施策との調和を図る。